

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態宣言延長への対応について

5月4日、政府が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を延長したことを受け、土壌環境センターでは引き続き5月31日までの間、全ての事務局職員を在宅勤務といたしますので、ご理解をお願いいたします。（なお、政府または東京都の今後の対応により、当センターの対応も延長又は短縮することがあります。）

この間、緊急かつ重要なご連絡事項等がございましたら、下記のURLのお問合せフォームにてメール送信いただくようお願いします。

お問合せフォーム：<https://www.gepc.or.jp/contact/form.html>

令和2年5月6日